

## 第8章 疾病死亡保障条項

### (疾病死亡共済金の支払事由)

第40条 本会は、被共済者が疾病（妊娠、出産、早産および流産を含みません。この保障条項において以下同様とします。）によって死亡し、その死亡が次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、共済加入証書記載の疾病死亡共済金額の全額を疾病死亡共済金として死亡共済金受取人に支払います。

- (1) 責任期間中に死亡したとき〔このときにおいて、第3条（被共済者の範囲）第2項のただし書きおよび第5条（共済期間および責任期間）第5項第(1)号または第(3)号の規定は、適用しません。〕。
  - (2) 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として共済期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡したとき。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていたときに限ります。
    - ① 責任期間中に発病した疾病。
    - ② 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その原因が責任期間開始前または責任期間終了後に発生したものを除きます。
  - (3) 責任期間中に感染した別表7に掲げる伝染病を直接の原因として共済期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡したとき。
2. 前項第(2)号の発病の認定は、医師の診断によります。以下同様とします。
3. 第1項の規定にかかわらず、本会は、次の各号に掲げる疾病による死亡に対しては、疾病死亡共済金を支払いません。
- (1) 本会が傷害死亡共済金を支払うべき傷害に起因する疾病。
  - (2) 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病。
  - (3) 歯科疾病。

### (疾病死亡共済金を支払わない場合)

第41条 本会は、第33条（傷害死亡共済金を支払わない場合）第1項第(1)号から第(3)号または第(7)号から第(11)号のいずれかによって発病した疾病に該当する場合には、疾病死亡共済金を支払いません。